宇和島市選挙管理委員会告示第４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２編第５章、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項、第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第１項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和８年１０月２８日

宇和島市選挙管理委員会委員長　大久保　正道

１	選挙権を有する者の総数	56,417 人
２	選挙権を有する者の総数の 50 分の１	1,129 人
３	選挙権を有する者の総数の６分の１	9,403 人
４	選挙権を有する者の総数の３分の１	18,806 人